東肢連 第81号
令和2年7月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　河井　文
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335 FAX03-5956-3336
事務局 E-mail : toushiren@toushiren.or.jp

目次

第91回定期総会報告……1
会長あいさつ……2
令和元年度 事業及び活動報告・収支決算報告……3
令和2年度 事業及び活動計画・収支予算……7
令和3年度 東京都予算に対する要望書……10
緊急要望書……14
新型コロナウイルス感染症に関する要望書……15
緊急事態宣言中の会員の状況について
（アンケート調査報告）……16
駅前放置自転車クリーンキャンペーン……18
事務局通信……19
編集後記……19

第91回　定期総会報告

令和2年5月26日に開催予定であった第91回定期総会は、新型コロナウイルスの感染拡大により全国に発令された緊急事態宣言が5月末までの延長が予定されたため、常務理事会で検討し、監事による承認を受け、書面決議により行われました。

第1号議案の令和元年度事業及び活動報告、第2号議案の平成31年度収支決算報告、第3号議案の山田 脩・竹政 真弓両監事による会計及び業務監査報告、第4号議案の役員改選案、第5号議案の令和2年度事業及び活動計画案、第6号議案の令和2年度収支予算案のすべての決議議案が、加盟22地区代表の書面による同意の意思表示により全会一致で承認されました。

尚、監査を終えて今後に期待することとして、監事より以下の意見書が提出されています。

「昨年度は河井会長を始めとして、三井副会長、常務理事の方々、また各地区理事の皆様がそれぞれの担当の担い手となり、円滑に事業が執り行われました。加盟各地区にとってこの連合会の役割がより意義のあるものとなるよう、密なる連携を取りながら、今後とも協力し合っていただきたいと思います。令和2年1月頃から発生し始めた新型コロナウイルスの感染は徐々に広がり、4月には東京都をはじめとする7都道府県に緊急事態宣言が発令され、のちに全都道府県に拡大発令されました。感染拡大防止のために自粛生活が続き、活動を制限される事態のなか、河井会長を始めとして、三井副会長、常務理事の方々、加盟各地区会長の皆様、また事務局のご尽力に敬意を表します。出口の見えない新型コロナウイルス感染症ですが、医療従事者のかたに感謝しつつ、子どもたち、ご家族を守るため、東京都の方針を理解し、この難局をOne Teamで乗り切りましょう。

令和元年を迎えた昨年度は、東京都肢体不自由児者父母の会連合会創立60周年を迎え、記念事業が行われました。記念式典・祝賀会には多くの皆さまにお集まり頂き、懐かしさと共にこれからの活動への新たな力となったことと思います。また、令和3年には全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会が東京で開催されます。加盟地区の皆様のご協力を頂き、事業が成功しますよう願っております。

今年度は、誰もが経験したことのない状況下、東肢連としての運営資金(財源)の確保も厳しくなってくるものと思われますが、自助努力による益金の増加に知恵を絞り、安定運営を目指してください。力を合わせて、前に進んでいけるよう、頑張っていきましょう。河井会長をはじめ理事の皆様には、さぞかしお忙しく大変なことと推察いたしますが、東京都肢体不自由児者父母の会連合会へのご尽力をよろしくお願い申し上げます。」

（広報部　池邉 麻由子）

東肢連会長あいさつ

河井　文

日頃より当会の活動に深いご理解、ご協力を賜り深甚より感謝申し上げます。

今年になってから日本中が新型コロナウイルス対策一色になっています。皆様いかがお過ごしでしょうか。2月から始まった、マスク等の不足に加え、3月には消毒用のアルコール類、使い捨て手袋などが店頭やインターネット販売から消え、不自由な生活を送っておられることと思います。加えて、4月の緊急事態宣言以降（一部はそれより以前から）、通所施設の利用自粛など福祉サービスの利用抑制があり、保護者の方々は心身共に疲労の極致に追い込まれておられることでしょう。また、お子様はストレスや生活リズムが崩れることにより、様々な変調をきたしていると伺っています。この間、二度にわたり、東京都に対して『要望書』を提出していますが、具体的な支援はほぼ無い状況です。地域で安心して暮らせる社会を作ることを目指して活動していますが、このような危機に見舞われたときに、私たちの生活基盤がいかに脆弱であるかを思い知らされました。ただ、先日東京都福祉保健局より、企業から寄贈された消毒用エタノールを、訪問看護ステーションより希望者に配布するので、必要な方に周知してほしいと東肢連事務局に連絡がありました。寄贈していただいた企業と、ご配慮いただいた東京都に感謝いたします。必要な物品が、必要としている人に確実に届く仕組みが構築されることを願っています。

東肢連の活動は3月に常務理事会を開催して以降、監事の承認を得て、理事会・総会は書面による決議を行い、定例会の内容は同様に書面による報告とさせていただいています。会員の皆様のご理解ご協力に改めて感謝申し上げます。総会の決議を経て、新年度の活動がスタートしています。緊急事態宣言下の状況については、先日実施したアンケートにより切実な声を伺うことが出来ました。大変な中、ご協力いただいたことに重ねて御礼申し上げます。今後の【新しい生活様式】が求められる中、私たちの子どもの生活がどうあるべきかについても、広く皆様からご意見を伺い、東肢連の今後の活動の指針にしていきたいと考えています。

新型コロナウイルスとの戦いはこれからも続きますし、加えて、多発する豪雨災害や地震への備えも必要です。東京都並びに東京都議会、関係機関・団体の皆様におかれましては、今後もなお一層、社会的弱者と呼ばれる人々に必要な支援が届くようご尽力いただきたくお願いいたします。

令和元年度　事業及び活動報告

1. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動関すること。（定款第４条第１号事業）

(1) 会報「東肢連」を発行した。
発行時期：第78号（7月）、第79号（11月）、第80号（3月）
配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校長・同PTA等）

(2) 講演会を開催した。
日　程：令和元年5月21日（火）
会　場：IKE・Biz
テーマ：差別解消地域支援協議会について
講　師：松川 邦夫 氏
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課長代理
講　師：阿部 英幸 氏
文京区福祉部障害福祉課長

(3) 研修大会（学習会）を開催した。
日　程：令和元年7月8日（月）
会　場：新宿区立障害者福祉センター
テーマ：肢体不自由児者の就労支援について
説明者：株式会社沖ワークウェル　加藤　哲義 氏
葛飾区肢体不自由児者父母の会　中村　康昭 氏
葛飾区就労支援センター　高橋　賢二 氏
参加人数　74名

(4) 第52回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（福島大会）に参加した。
日　程：令和元年9月14日（土）～15日（日）
会　場：磐梯熱海温泉ホテル華の湯（福島県郡山市）
参加人数　40名

(5) 第56回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会千葉大会に参加した。
日　程：令和元年6月29日（土）
会　場：東京ベイ幕張ホール（千葉県千葉市）
参加人数　86名

(6) 令和元年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加した。
日　程：令和元年10月23日（水）～24日（木）
会　場：ANAクラウンプラザホテル新潟（新潟県）
第１日　テーマ
「コミュニティーのある応急仮設住宅のあるべき姿」
基調説明：DPI日本会議事務局次長　今村　登 氏
第２日　テーマ
「特別支援学校での地域防災計画の概要と一般避難所・福祉避難所に対する考え方」
基調説明：新潟県立東新潟特別支援学校校長　高橋　淳 氏

(7) 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力した。
実施時期：令和元年10月1日より12月31日まで

(8) 全国肢体不自由児者父母の会連合会発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する図書を各地区役員に配布した。

2. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。（定款第４条第２号事業）

(1) 東京都障害者団体連絡協議会に出席協力した。（東京都福祉保健局）

(2) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力した。（東京都青少年・治安対策本部）

(3) 東京都立特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力した。
（主催　東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

(4) 12月9日に開催された「障害者週間記念の集い」ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力した。（東京都福祉保健局）

(5) 東京都身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。

(6) 東京都多摩身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。

(7) 東京都障害者福祉会館運営懇談会委員及び相談員として協力した。

(8) その他行政庁の行う諸施策については積極的に協力した。

3. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。（定款第４条第３号事業）

次の19地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図るため、さわやかキャンプ・レクリエーションを実施した。

地区名	実施日	実施場所
足立区	1月30日	竹の塚障がい福祉館
板橋区	6月30日	フォレストパークメロンの森
江戸川区	6月2日～3日	かんぽの宿　鴨川
葛飾区	12月7日	テクノプラザかつしか
北区	11月17日	東京都障害者総合スポーツセンター
江東区	12月8日	塩浜福祉プラザ
渋谷区	9月18日	横浜中華街とおもしろ水族館
品川区	10月19日～20日	かんぽの宿　旭
新宿区	12月1日	新宿養護学校
杉並区	7月19日他	都立永福学園他
墨田区	7月6日～7日	山梨FUJIフルーツパーク
世田谷区	6月4日	そなエリア東京
台東区	10月13日	松が谷福祉会館
中央区	6月16日	フォレストパークメロンの森
中野区	5月26日～27日	八天堂、三渓園
練馬区	12月16日	光が丘区民センター
小平市	12月8日	小平市中央公民館
府中市	10月29日	東京駅及びはとバスツアー
三鷹市	8月17日	三鷹中央通り

4. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。（定款第４条第４号事業）

(1) ブロック情報交換会を５ブロックにおいて開催した。

5. 管理・運営事業

(1) 行政施策に関する提案・要望書を東京都へ提出した。

「肢体不自由児者の福祉施策に対する要望書」を東京都知事宛提出した。

令和元年7月29日、福祉保健局及び教育庁・生活文化局へ内容を説明し要望した。

また、7月26日に共産党、7月29日に都民ファーストの会、7月30日に公明党、8月20日に立憲民主党、8月26日に自由民主党の都議会各会派に同様の要望書を提出し説明要望した。

(2) 令和元年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長合同会議に出席した。

日　時：令和元年11月16日（土）
会　場：群馬県　高崎イーストセンタービル
日　時：令和2年2月29日（土）
会　場：群馬県　高崎アーバンホテル

(3) 新年会を開催した。

日　時：令和2年1月18日（土）
会　場：上野精養軒　　参加人数　会員101名

(4) 令和元年度全国肢体不自由児者父母の会連合会総会に出席した。

日　時：令和元年5月18日（土）
会　場：IKE・Biz

(5) 第90回定期総会を開催した。

日　時：令和元年5月21日（火）
会　場：IKE・Biz
議　題：平成30年度事業・活動報告及び収支決算報告
令和元年度事業・活動計画及び収支予算案

(6) 理事会、常務理事会を必要に応じて開催した。

理　事　会：4月13日、7月13日、10月4日、2月8日
常務理事会：4月13日、6月7日、9月6日、11月9日、2月8日

(7) 地区連絡会を原則として毎月開催した。

地区連絡会：4月13日、5月11日、6月7日、7月13日、9月6日、10月4日、11月9日、12月14日、2月8日、3月14日

(8) 総務部会、福祉部会、広報部会を随時開催した。

総務部会：5月11日
福祉部会：4月4日、1月28日
広報部会：6月17日、7月9日、7月13日、7月31日、10月25日、11月13日、11月29日、2月17日

このほか、メールにより打ち合わせ、意見交換を行っている。

(9) 結成60周年記念式典・祝賀会を開催した。

日　程：令和元年11月12日（火）
会　場：ホテル雅叙園東京　参加人数　170名

平成31年度　決算報告

平成31年度　収 支 計 算 書

平成31年4月1日 から 令和2年3月31日

＜収入の部＞　（単位：円）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
会費収入	（ 1,143,000 ）	（ 1,133,000 ）	（ 10,000 ）	
正会員会費収入	1,020,000	1,020,000	0	22地区
賛助会員会費収入	123,000	113,000	10,000	東京在宅サービス他
事業収入	（ 1,200,000 ）	（ 1,010,000 ）	（ 190,000 ）	
参加事業収入	1,200,000	1,010,000	190,000	新年会他
補助金収入	（ 14,800,000 ）	（ 16,748,477 ）	（ ▲ 1,948,477 ）	
公共補助金収入	300,000	300,000	0	NHK歳末助合い
民間補助金収入	14,200,000	16,208,477	▲ 2,008,477	
民間助成金収入	300,000	240,000	60,000	さわやかキャンプ
寄付金収入	（ 34,000 ）	（ 35,637 ）	（ ▲ 1,637 ）	
寄付金収入	12,000	13,637	▲ 1,637	
募金収入	22,000	22,000	0	赤い羽根募金
雑収入	（ 201,000 ）	（ 244,047 ）	（ ▲ 43,047 ）	
受取利息	1,000	47	953	
雑収入	200,000	244,000	▲ 44,000	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（a）	17,378,000	19,171,161	▲ 1,793,161	
前期繰越収支差額	5,968,000	5,760,954	207,046	
収入合計　（b）	23,346,000	24,932,115	▲ 1,586,115	

＜支出の部＞　（単位：円）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
事業費	（ 12,700,000 ）	（ 11,000,467 ）	（ 1,699,533 ）	
社会啓発事業費	7,200,000	6,008,468	1,191,532	会報、各大会
家庭療育事業費	2,480,000	1,780,000	700,000	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	1,980,000	1,298,270	681,730	福祉部活動費
通信事業費	1,040,000	1,205,966	▲ 165,966	ホームページ運営費
60周年事業費	0	707,763	▲ 707,763	
管理費	（ 7,607,000 ）	（ 8,098,280 ）	（ ▲ 491,280 ）	
法定福利費	0	1,275,336	▲ 1,275,336	
福利厚生費	0	23,076	▲ 23,076	
会議費	60,000	16,380	43,620	
旅費・交通費	70,000	20,980	49,020	職員交通費他
通信・運搬費	500,000	270,949	229,051	電話・メール他
印刷・製本費	120,000	0	120,000	コピー代
賃借料	1,308,000	1,363,440	▲ 55,440	事務所賃借料他
消耗品費	250,000	126,477	123,523	事務用品等
会場費	60,000	28,300	31,700	

負担金支出	395,000	390,000	5,000	全肢連会費他
委託費	1,200,000	1,200,000	0	
諸謝金	0	0	0	
公租・公課	70,000	70,000	0	
寄付金支出	33,000	33,000	0	共同募金会
人件費	3,053,000	3,124,740	▲ 71,740	税理士等報酬含む
水道光熱費	120,000	120,000	0	電気代他
慶弔金	200,000	21,000	179,000	
雑費	168,000	14,602	153,398	振込手数料他
事業費・管理費　合計	20,307,000	19,098,747	1,208,253	
繰入金支出	0	0	0	
繰入金支出	0	0	0	
予備費	3,039,000	0	3,039,000	
予備費	3,039,000	0	3,039,000	
当期支出合計（c）	23,346,000	19,098,747	4,247,253	
当期支出差額（a）-（c）	▲ 5,968,000	72,414	▲ 6,040,414	
次期繰越収支差額（b）-（c）	0	5,833,368	▲ 5,833,368	

役員改選

（順不同）

役員	氏名	地区名	備考
理事	河井　文	府中市肢体不自由児者父母の会	再任
〃	小栗　敦子	小平肢体不自由児者父母の会	〃
〃	三井　美和子	世田谷区肢体不自由児（者）父母の会	〃
〃	池邉　麻由子	新宿区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	中村　恵子	北区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	藤井　亜紀子	板橋区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	秋元　長子	江戸川区肢体不自由児（者）父母の会	〃
〃	秋本　裕美	江東区肢体不自由児者父母の会カリヨン	〃
〃	遠藤　美砂子	渋谷区肢体不自由児者父母の会	〃
〃	勝呂　みゆき	台東区身障児者を守る父母の会	〃
〃	岸井　泰子	目黒区障害者団体懇話会	〃
〃	荒木　千恵美	大田区肢体不自由児者父母の会	新任
〃	山本　まゆみ	中野区肢体不自由児者父母の会	〃
監事	竹政　真弓	渋谷区肢体不自由児者父母の会	再任
〃	濱川　浩子	中央区肢体不自由児者父母の会	新任

代表理事　河井　文
業務執行理事（副会長）　小栗　敦子
業務執行理事（常務理事　総務）　三井美和子
業務執行理事（常務理事　福祉）　中村　恵子
業務執行理事（常務理事　広報）　池邉麻由子

令和２年度　事業及び活動計画

１．事　業　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に関する調査研究に関すること。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

２．活　動　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発活動に関すること。

① 会報「東肢連」を下記のように発行し、会員及び地域の社会的啓発活動に寄与する。

会報「東肢連」

発行予定時期：7月（81号）、11月（82号）、3月（83号）

配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校、特別支援学校PTA等）

② 講演会の開催

新型コロナの影響により中止

③ 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力する。

実施時期：令和２年10月１日

④ 全肢連発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する書籍を配布する。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

① 東京都障害者団体連絡協議会に協力する。（東京都福祉保健局）

② 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力する。（東京都生活文化局青少年・治安対策本部）

③ 東京都特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力する。（主催：東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

④ 「障害者週間」記念の集い・第40回ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力する。

⑤ 東京都身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑥ 東京都多摩身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑦ その他行政庁の行う諸施策について積極的に協力する。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

加盟22地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図り、さわやかキャンプレクリエーションを実施する。

実施地区：加盟22地区

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。

福祉部が主催する学習会を年1回～2回程度開催する。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

① 研修大会の開催

令和２年度　東肢連研修大会を開催する。

日　程：令和２年11月11日（水）

会　場：タワーホール船堀

テーマ：多発する自然災害に備えて～水害などに避難行動要支援者はどう向き合うのか～（仮）

講　師：STEPえどがわに依頼予定

② 第53回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（宮崎大会）に参加する。

新型コロナの影響により中止

③ 第57回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会群馬大会に参加する。

新型コロナの影響により中止

④　令和２年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加する。
日　程：令和２年
会　場：山梨県

⑤　全国及び東京都レベルの研修会
東京都及び全社協等が行う各種研修会・行政説明会に参加する。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

①　第91回定期総会の開催
新型コロナの影響により書面決議とする。

②　理事会を原則として年4回（4月、7月、10月、2月）開催する。
また、常務理事会を必要に応じ開催する。

③　地区連絡会を原則として毎月開催する。

④　各部会（総務、福祉、広報）を必要に応じて開催する。

⑤　ブロック情報交換会を各ブロック毎に年１回開催する。

⑥　行政施策に関する提案・要望書を東京都及び東京都議会へ提出する。(7～9月)

⑦　令和２年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長会議に出席する。（令和２年４月25日）
新型コロナの影響により中止

⑧　全国肢体不自由児者父母の会連合会会長事務局長会議に出席する。（令和２年５月23日）
新型コロナの影響により中止（書面決議）

⑨　地域・会員相互の情報交換と親睦を図るための交流事業を実施する。

⑩　全肢連全国大会実行委員会を必要に応じ開催する。

令和２年度　収支予算

令和２年４月１日～令和３年３月31日

＜収入の部＞　（単位：千円）

科　　目	平成31年度予算額	令和２年度予算額	増 減（▲）	備　　考
会費収入	(1,143)	(1,138)	(▲5)	
正会員会費収入	1,020	1,015	▲5	22地区
賛助会員会費収入	123	123	0	東京在宅サービス他
事業収入	(1,200)	(1,200)	(0)	
事業参加収入	1,200	1,200	0	
補助金等収入	(14,800)	(12,450)	(▲2,350)	
公共補助金収入	300	300	0	赤い羽根共同募金
民間補助金収入	14,200	11,800	▲2,400	CCBJI他
民間助成金収入	300	350	50	さわやかキャンプ
寄付金収入	(34)	(23)	(▲11)	
寄付金収入	12	1	▲11	つながる募金
募金収入	22	22	0	赤い羽根募金
雑収入	(201)	(201)	(0)	
受取利息	1	1	0	
雑収入	200	200	0	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（A）	17,378	15,012	▲2,366	
前期繰越収支差額	5,968	5,833	▲135	
収入合計（B）	23,346	20,845	▲2,501	

＜支出の部＞

（単位：千円）

科　　目	平成31度予算額	令和２年度予算額	増 減（▲）	備　　考
事　業　費	(12,700)	(10,400)	(▲2,300)	
社会啓発事業費	7,200	6,000	▲1,200	会報・各大会他
家庭療育事業費	2,480	2,000	▲480	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	1,980	1,300	▲680	福祉部活動費
通信事業費	1,040	1,100	60	ホームページ運営費
管　理　費	(7,607)	(8,139)	(532)	
法定福利費	0	1,200	1,200	
福利厚生費	0	25	25	
会　議　費	60	20	▲40	理事会他
旅費交通費	70	20	▲50	職員交通費他
通信運搬費	500	280	▲220	電話・メール他
賃　借　料	1,308	1,486	178	事務所借料他
消耗品費	250	120	▲130	事務用品等
会　場　費	60	30	▲30	
負　担　金	395	395	0	全肢連会費他
委　託　費	1,200	1,200	0	
公租公課	70	70	0	都民税
寄付金支出	33	33	0	共同募金会
人　件　費	3,053	3,000	▲53	税理士等報酬含む
光熱・水費	120	120	0	電気代他
慶　弔　金	200	120	▲80	
雑　　費	168	20	▲148	振込手数料他
事業費・管理費　合計	20,307	18,539	▲1,768	
予　備　費	(3,039)	(2,306)	(▲733)	
予　備　費	3,039	2,306	▲733	
当期支出合計（C）	23,346	20,845	▲2,501	
当期支出差額（A）－（C）	▲5,968	▲5,833	135	
次期繰越収支差額（B）－（C）	0	0	0	

令和３年度 東京都予算に対する要望書

総論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして、格別なご支援とご理解をいただき感謝いたしております。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催に向け、街のバリアフリー化などの整備は若干進んだものの公共施設や駅などのトイレの大型ベッドの設置や大型エレベーターの設置など環境整備はまだまだ追いつかない等、障害者が地域で暮らし続けるにはまだ多くの社会的障壁があります。

また日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の数は年々増え続け、在宅生活を支える根幹でもある短期入所施設数は圧倒的に足りません。地域での受け入れも看護師や介護士等の人材不足により、短期入所を希望する利用者の受け入れは思うように進まず重度な身体障害者を抱える家庭はとても苦労しています。

また、昨年の台風被害や今般の感染症により、障害者のいる家庭はより多くの不安や困難を抱えています。情報や物資が適切に届くような配慮も併せてしてください。

障害があってもなくても共に暮らせる共生社会の実現に向け、尚一層のご支援を賜りたくお願いいたします。

【福祉保健局】

1. 短期入所について

① 障害の状態で利用ができない現状を放置せず、希望者全員が分け隔てなく利用できるように新設、バリアフリー施設整備、介護職員確保や増員等の整備を早急にしてください。

在宅生活を長く維持していくために短期入所は大きな支えの根幹となります。都では重度身体障害児者の短期入所の病床確保に努めていただいておりますが、重度障害のある人に対応できる緊急一時の保護施設としながらも行動障害がある、また歩くことのできる医療的ケア者の受け入れができていない状況です。都全体の利用可能数を確保するだけでなく、各地区で適切に設置、利用ができるよう、都と市区町村が連携して整備を進めるべきと考えます。

計画を達成した市区には一定の加算を付けるなど、人材の確保、定着を図れるような施策を求めます。

② 入所施設を備えていない北療育医療センター城南分園や城北分園、四ツ木療育園、島田八王子療育センター等の既存施設を利用し、改修や施設整備を行って短期入所数を増やせるような施策を早急に行ってください。

高度な医療的ケアが必要な在宅重症心身障害児者の近年の増加が著しい中、都立療育センター短期入所の利用希望も年々増加しています。しかしながら希望数に対し短期入所の病床数は圧倒的に不足しています。

改修が終了し6月から開所予定の府中療育センターにおいて10床増とのことですが、まだまだ足りていません。

2. 都立療育センターについて

濃厚な医療的ケア児の増加を反映し、医師が常駐できる医療型施設を都心部及び東部地区に新設してください。

重症心身障害児通所施設は令和2年度末までに1150名分の確保を目標に掲げていますが、都立療育センターの設置計画は全くありません。

現状でも成人の通所部門では定員をはるかに超え通所日数の制限をされ在宅生活を余儀なくされている状況です。

特別支援学校では呼吸器装着の児童生徒も親の付き添いなしに通学が可能になるようにガイドラインの見直しがされましたが、学校に通えるようになっても卒業後の進路先は全くない状況です。

呼吸器装着などの濃厚な医療的ケアは医師の常駐がない福祉型生活介護施設での通所は受け入れがありません。

3. 補装具について

① 重度身体障害者の数が増えている現状を鑑み来所による判定ではなく各地域での判定もしくは書類判定ができるように柔軟に対応してください。

補装具の申請は事務取扱指針では更生相談所への来所での判定となっていますが都内の例で足立区では電動車椅子以外の車椅子の支給に関しては実際には区内で判定を行っています。また近隣の他県でも判定所の数が多いなど地域性を活かした判定を行っています。

昨年のご回答では都の交通の利便性の考えが底辺にあるということでしたが、重度な障害者は車椅子も大きくラッシュ時の公共交通機関を利用するのも困難です。また各駅にエレベーターが必ず設置されているわけでもなく、自家用車をもっていない家庭では介護タクシーを手配するのも困難です。判定医師の確保ができている地域や療育センターで日頃リハビリを受けている身体障害者に関しては判定所で初めて診て頂く医師より日常診て頂いている専門医などによって医学的判定を行った方がより正確と考えます。

② 東京都の車椅子の判定において、介護者の負担を軽減するため補助電動装置を公費で申請することを可能にしてください。

介護者の高齢化により、手動車椅子だけでは移動が困難になる事例があります。特に保護者が高齢で自宅や通所施設等が坂道にある場合など、一人での介助が困難になってきています。介護人材の確保が問題になっている現在、保護者の年齢、自宅等の周囲の状況を判断して、補助電動装置を特例として認めてください。

4. 重症心身障害児者在宅レスパイト事業について

18歳以上でも本人の意思に合わせて利用が可能になるように対象者の見直しをしてください。

現在重症心身障害児者在宅レスパイト事業は18歳未満の児童に関しては医療的ケアがある場合、大島分類の区分に関わらず利用が可能ですが、18歳以上は大島分類の区分4以下の方しか対象になりません。知的障害をともなわない筋ジストロフィーやALSなどの難病の方は難病指定事業の一時入院での措置となっています。呼吸器装着など濃厚な医療的ケアがある家庭では重症児施設の通所や短期入所も対象から外れてしまうため家庭では苦労が絶えません。

5. 通所後の支援について

成人期の余暇活動の充実を都独自で通所デイ補助事業を行って整備を進めてください。

通所後の支援では包括補助事業として実施しているのに加え日中一時支援を活用することが可能という事ですが、日中一時支援は報酬単価が低くやればやるほど赤字になるという事業者が多いのが現状です。特に土日は人材確保もできないという理由で断られています。

6. グループホームについて

都内の人件費・物件費が高額である実情を反映した補助をお願いします。

障害者・障害児地域生活支援3ヵ年プランでは、整備費や障害の重度化に対応し障害者グループホーム体制強化支援事業など新たな運営費の補助を創設して頂き感謝しておりますが、2020東京オリンピック・パラリンピックの影響もあるのか、特に都の中心部や臨海部では土地価格の高騰もあり土地の確保が困難な状況です。

7. 入所施設ついて

設置のない地域への入所施設の整備の拡充を図ってください。

入所施設を備えた多機能型施設の開設を望む声が多い中、土地の確保ができなくて開設ができない地区もあります。既存施設の活用など都独自の新たな仕組みの創設、都有地の積極的な提供を行ってください。

8. 地域施設活用型事業について

学校卒業後も重症心身障害者が安全に通所できるようにしてください。

地域活用型事業の整備を進めていただいていますが、送迎に関わる通所バスに看護師や支援員すら同乗していない施設も多く保護者による送迎や日中支援に保護者の付き添いが必要など、通所するために条件を提示されている場合もあります。また医療連

携が定められていても医療的ケアを実施するための指導医の配置等がなく看護師の采配で行っているため、高度な医療的ケアの受け入れは進んでいません。昨年から特別支援学校では医療的ケア児専用車両が配置されています。福祉型通所施設においても活用型事業の中で指導医の配置、看護師や支援員が同乗する専用バスの配置などを定めてください。

9. 福祉型入所施設における医療連携について

福祉型入所施設において訪問診療を受けられるようにしてください。障害者の地域生活移行に伴い重症心身障害者の人も地域の福祉型入所施設で受け入れていただけるようになりました。しかし、福祉型入所施設で心配なことは、医療面です。重症心身障害者は医療的ケアがなくても医療とのつながりはとても重要です。福祉型入所施設には嘱託医師の配置はありますが、重症心身障害者の緊急対応や体調管理は嘱託医だけの体制では厳しいので、必要な人には訪問診療を受けられるようにしてください。

10. 都有地の活用について

施設の新規設立が進まない要因として各地域での土地の確保です。オリンピック等で江東区新砂に大会関係者の送迎用車の駐車場目的で都有地が使用されるようですが、大会後に福祉目的優先で土地の提供をしてください。

11. バリアフリーについて

① 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは公共交通施設のエレベーターは20人乗り以上のエレベーター導入が望ましいと周知されているようですが、実際には設置状況は少ないのが現状です。重度な身体障害児者の車椅子はストレッチャータイプ等もあり大きいので通常の11人乗りでは使用できない事もあります。福祉条例で定めて整備をしてください。また、利用者の多いエレベーターについては車椅子使用者が優先に利用できるエレベーターを別途設置するなど都としての新たな基準を検討してください。近年ベビーカーやキャリーバッグを利用する方の増加等により、エレベーター利用者が増え、車椅子使用者の利用がなかなかできません。

② 大型ベッドの設置をするとともにピクトグラムで表示をしてください。

公共施設や大型商業施設への誰でもトイレの設置が進んできておりますが、大型ベッドの設置は進んでいません。努力義務ではなく、一定の範囲で設置を義務化してください。大型ベッドは、案内所が設置を把握していない場合や誰でもトイレ前や案内板に標示がないことが多く、誰でもトイレの内部を目視するまで有無を確認できないケースがあり、移動に困難を抱える障害者にとっては負担になっています。

フロア案内板等トイレの案内、誰でもトイレの近くに大型ベッドの表示をピクトグラム等で行うようバリアフリー表示を義務化してください。

12. 防災について

多発する災害への支援として避難行動要支援者の個別の避難支援計画をすべての地域で実施できるように推進をしてください。

昨年は都内でも台風などの自然災害が多発しました。突然避難勧告が出た地域もあり、重度な障害児者を抱える家庭では避難をあきらめた家庭もあります。

個別の避難支援計画は全国で11パーセントしか実施できていないと聞いています。

【教育庁】

13. 特別支援学校の医療的ケア児専用車両について

医療的ケア児の通学に要する交通費においてタクシーや介護タクシーの利用料を国の特別支援教育就学奨励費の対象としてください。

東京都では、医療的ケア児の専用通学車両を導入してくださいましたが、希望する生徒全員の乗車は可能となっていません。文部科学省の初等中等教育局特別支援教育課の平成29年4月7日の事務連絡において、3の(2)①安全性等の観点からスクールバスや公共交通機関が利用できない場合など、都道府県、市町村又は校長が適当と判断した場合には、通学に要する交通費（本人経費）においてタクシーや介護タクシーの利用料を対象とすることが可能であるこ

と。②都道府県の福祉部局等と連携し、障害福祉サービスで実施している通学支援等を利用するなど地域特性を考慮し、柔軟に対応できる体制を整備すること。とあります。

専用通学車両を希望するすべての生徒が利用できるようになるまでは、タクシー・介護タクシーを就学奨励費の対象として利用できるようにしてください。また、その際保護者だけでなく、ヘルパーが移動支援のサービスを使って同乗することを可能にしてください。長時間の乗車が難しい体調の生徒も乗り合いである医療的ケア児専用通学車両より介護タクシーの方が最短距離で通学できるメリットがあり、現在専用通学車両に同乗する看護師が手配できないことで、乗車できない生徒の学習機会を確保するために必要であると考えます。

14. 特別支援学校の校区について

葛飾区全域を都立水元小合学園（肢体不自由児教育部門）の校区としてください。

現在、葛飾区では京成押上線を境として区内北側を水元小合学園、南側を鹿本学園の校区とし二分されています。そのため令和元年度水元小合学園の在校生は50名です。学年によっては生徒が一人しかいない学年もあり、日常の学習活動では児童・生徒の学びあいの機会を生み出しにくく、修学旅行などを適切に実施することが難しく、教育環境の充実に課題があります。また鹿本学園では葛飾区在住の児童・生徒への進路指導や葛飾区との連携の充実が難しくなっています。小学部新入学生からでも校区を全域とし、療育センターなどで共に育った友達と一緒に過ごせる環境を用意してください。

一般社団法人　東京都肢体不自由児者父母の会連合会

足立区肢体不自由児者父母の会
江戸川区肢体不自由児（者）父母の会
葛飾区肢体不自由児者父母の会
北区肢体不自由児者父母の会
品川区肢体不自由児者父母の会
新宿区肢体不自由児者父母の会
墨田区肢体不自由児者父母の会
台東区身障児者を守る父母の会
中野区肢体不自由児者父母の会
目黒区障害者団体懇話会
三鷹市心身障害者（児）親の会
板橋区肢体不自由児者父母の会
大田区肢体不自由児者父母の会
江東区肢体不自由児者父母の会カリヨン
小平肢体不自由児者父母の会
渋谷区肢体不自由児者父母の会
杉並区肢体不自由児者父母の会
世田谷区肢体不自由児（者）父母の会
中央区肢体不自由児者父母の会
練馬区肢体不自由児者父母の会
府中市肢体不自由児者父母の会
武蔵野市肢体不自由児者父母の会

緊 急 要 望 書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅で日常的に医療的ケアを行っている家庭で衛生材料が品不足により全く手に入らない状態になりました。在宅医療を必要とする各家庭においても優先的に確保できるよう、配慮を求める緊急要望書を3月16日に都知事あてに提出しました。

令和2年3月16日

東京都知事
小池　百合子　殿

（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　　河井　文

緊 急 要 望 書

日頃より障害者福祉に様々なご支援を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、基礎疾患を持つ重度心身障害児者や日常的に人工呼吸器や経管栄養などを必要とする医療的ケア児など、基礎疾患を有する在宅障害者の世帯に対して、医療機関や医療関係者と同様にエタノールやアルコール綿等の消毒剤、グローブ、滅菌ガーゼやマスク等の衛生材料が優先的に供給をされるよう配慮を求め、緊急要望書を提出致します。

○医療的ケア児は日常のケアに痰の吸引があり、ケアのたびに手指や器具の消毒が必要です。

在宅で日常的に医療的ケアを行っている世帯にとって「衛生材料」は命綱のようなものですが品不足により全く手に入りません。

重度な心身障害により平時より外出も困難な家庭では朝早くから薬局等で並ぶこともできず、感染リスクを抱えながら生活をしています。

以下の衛生材料に対して医療機関等と同様に在宅医療を必要とする各家庭においても優先的に確保できるよう、配慮をお願いします。

①エタノール消毒液
②アルコール綿
③マスク
④使い捨てグローブ
⑤滅菌ガーゼ

新型コロナウイルス感染症に関する要望書

感染症拡大による緊急事態宣言という初めての状況下で、東肢連会員の状況を確認し、必要な支援を要望するために加盟地区会員にアンケートを実施し、その結果をもとに要望書を6月2日に東京都知事及び都議会各派に提出しました。

令和2年6月2日

東京都知事
小池　百合子　殿

（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　　河井　文

新型コロナウイルス感染症に関する要望書

日頃より障害者福祉に様々なご支援を賜り感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、様々な対策を取られていることに敬意を表すると共に感謝申し上げます。しかしながら、私どものように在宅で生活している障害者に対しては、必要な支援が全くと言っていいほど届いておりません。3月に、在宅医療を必要とする者への優先的な衛生材料の供給を求め『緊急要望書』提出いたしましたが、人工呼吸器を使用しているごく一部のものに、消毒用アルコールが配布されたのみでした。

この度、緊急事態宣言後の会員の状況を把握するためにアンケート調査を実施いたしました。その結果、感染防止と子供たちの体調維持の狭間で大きな不安を抱えながら家族で孤立しながら何とかしのいでいる様子が明らかとなっています（詳細については添付しております資料をご参照ください）。現在は感染が減少していますが、今後起こるといわれている、第2波、第3波に備えるために、以下の項目について至急検討し具体的な対応策を講じていただきますよう要望書を提出致します。

記

①主たる介護者が感染または濃厚接触者となった場合の障害児者の対応方法について明確にし、周知徹底を図ること。
②福祉サービス事業所（通所施設、訪問系サービス、居住支援等）における感染予防対策のガイドラインを示し、必要な備品を確保し、感染予防の徹底を図ること。
③各家庭で必要となる介護用物品について確実に購入、入手できる方策を整え、周知徹底を図ること。
④利用している福祉サービス事業所において感染者または濃厚接触者が出た場合の情報開示についてガイドラインを示し、周知徹底を図ること。

＊社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について、厚生労働省から通知が出ていますが、東京都としてのガイドラインを改めて示したうえで、各事業者が確実に実施できるよう実効性のある対策をとってください。その際、感染者が出た場合に職員や利用者が迅速に検査実施できることや、入院措置が図れることにも留意してください。
＊介護に必要な物品が一時全く手に入らない状況になり、家族は不安な日々を過ごしています。これらの物品が安定的に入手できることは、地域で生活するうえで必要不可欠です。市区町村の取り組みも重要ですが、都としての対応策を構築してください。

以上

緊急事態宣言中の会員の状況について
（アンケート調査報告）

（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会
河井　文

1. **目　的**：感染症拡大による緊急事態宣言という初めての状況下で東肢連会員の状況を確認し、必要な支援を要望するために実施

2. **アンケート実施期間**：2020年5月8日～20日

3. **方　法**：アンケート用紙をメールおよび郵便で配布し、回収

4. **対象者**：東肢連加盟各地区会員（各地区5名～10名の協力を依頼）

5. **回収数**：総数　112

年齢内訳	20歳未満	14名	20歳代	62名	30歳代	22名
	40歳代	9名	50歳代	3名	60歳以上	2名

6. **回答内容**

(1) 通所施設の状況

通常どおり通所した	10名
自粛要請により通所・通学日数が減った	58名
自己判断により通所日数を減らした	44名

自粛要請により減った後の通所・通学日数

週0日　28名	週1日　6名	週2日　13名	週3日　7名	週4日　2名	不定期　2名

(2) 福祉サービスの利用状況

	身体介護	移動支援	重度訪問介護	日中一時支援	短期入所
通常どおり	29	11	5	3	6
要請により時間減	8	12	2	10	18
自己判断で時間減	31	47	9	8	39

(3) 日用品・介護用品の調達について

重複回答があるため、総数と一致しない

	通常どおり	購入に苦労する	通販を利用している
日用品	68	37	33
介護用品	42	56	25

＊購入に苦労する品目として挙げられたのは、**マスク、消毒用アルコール、消毒用エタノール、アルコール綿、ハンドソープ、おしり拭き、手指消毒用ジェル、介護用手袋など**が多い。医療的ケアに必要な『**精製水**』も不足している。通常は購入できているオムツや体温計（電池を含む）や飲料ペットボトルなども購入しづらくなっており、通販も欠品になっている。

(4) 区市の支援について

区部A ・マスク（1箱50枚入り）の配布あり。
・通所施設が通所自粛している利用者の内、希望者に対して昼食（弁当）を自宅に届けてくれる。（わが家は週3利用）その時に毎日の検温や様子などをチェック。（本人には会わず玄関先で家族からの聞き取り）来訪する職員は施設長・看護師・栄養士など。（親の健康面も気にかけてくれる）

区部B ・4月初めに区から医ケア対象者には消毒用アルコールが一人1本ずつ届いた。区内の対象者が少なく、在庫が足りたようだ。

市部C ・厚生労働省より在宅人工呼吸器使用者への手指消毒液1個（400ml）が市を通して届いた。

区部D ・呼吸器・医療的ケア（気切）の人に消毒用アルコール・アルコール綿の連絡あり。

区部E ・“医ケアの方に”ということでアルコール1L優先販売の案内が来た。
・“医ケアの方に”ということで、消毒液の配布をしてもらえた。

区部F ・4月初めに障害者福祉課を通じて、在宅の人工呼吸器を使用している医ケア児（18歳以下）に消毒用アルコールジェルが配布された。

(5) 困っていること

①保護者（主に母親）が感染した場合、子どもの面倒を誰が見るのか、見通しがなく不安だ。
②介護に必要な物資が購入できない。
③体力的、精神的に限界である。
④障害基礎年金の申請や、サービス受給者証の手続きができない。
⑤定期診察やPT・OTや検査等ができない。
⑥感染が不安で福祉サービスを利用できない。
⑦仕事ができない。

(6) その他子どもの様子など（「困っていること」に記載されていても子どもの様子についてはこちらに記載している）

①生活リズムが崩れ、体調に悪影響を及ぼしている。（発作が増えた、自傷・他害行為が増えた、体の変形が進む、睡眠障害、排泄障害など）
②いつもと違う生活により、強いストレスを感じている。
③通所に行けない、友達に会えない、いつものヘルパーとの外出ができない等により、意欲が低下したり、食欲が落ちている。（あまり影響を受けず、体調が変わらないものもいる）
④報道等で状況を知り、「コロナこわい」と言ったり、外出を控えるようになった。
⑤運動不足により、筋力の低下などが心配される。

7. アンケート結果を受けて

今回のアンケートにより、在宅障害者は新型コロナウイルス感染症に対する支援がほぼ無い状況であり、各家庭は大きな不安を感じ、また疲弊していることが明らかになっている。

今後予想される第2波、第3波に備えるために以下の項目について関係機関に要望することが必要と考える。

① 主たる介護者が感染または濃厚接触者となった場合の障害児者の対応方法について明確にし、周知徹底を図ること。
② 福祉サービス事業所（通所施設、訪問系サービス、居住支援等）における感染予防対策のガイドラインを示し、必要な備品を確保し、感染予防の徹底を図ること。
③ 各家庭で必要となる介護用物品について確実に購入、入手できる方策を整え、周知徹底を図ること。
④ 利用している福祉サービス事業所において感染者または濃厚接触者が出た場合の情報開示についてガイドラインを示し、周知徹底を図ること。

第37回　駅前放置自転車クリーンキャンペーンにご協力を

今年も昨年に続き「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」が下記（一部省略）のとおり決まり、実施されることになりました。今回も東肢連として協賛することになりましたのでご協力お願いいたします。

記

1　目　的

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として約2.7万台の自転車等が駅周辺に放置されている。

このため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という）を実施する。

2　内　容

(1) 別紙Ⅰ（省略）のとおりとする。
(2) 活動の重点は、「広報活動、駅前放置自転車の撤去等」とする。
(3) 統一標語は
「放置ゼロ　キレイな街で　おもてなし」とする。

3　時　期

令和2年10月22日から同月31日までの10日間とする。

またキャンペーン事前周知活動も実施する。

4　キャンペーンの実施・参加機関等

(1) 実施・参加機関等

主　　催　東京都・区市町村

構成団体　国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商店街振興組合連合会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、東京都障害者団体連絡協議会（（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会、東京都盲人福祉協会）、他14団体

協力団体　（社）東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、他3団体

(2) 各実施・参加機関等の役割は別紙2（省略）のとおりとする。

5　実施計画の策定（省略）

6　首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）及び5政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

お詫びと訂正

会報80号の1ページに掲載いたしました「東肢連　創立60周年記念式典・祝賀会報告」の中で、「品川区肢体不自由児者父母の会　佐藤 治子様」のお名前を「浩子」と掲載してしまいました。佐藤様には、失礼の段、心よりお詫び申し上げます。今後、このような事がないよう再発防止に努めてまいります。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　　3,000円
　　団体会員一口　　10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年3回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『令和2年度　賛助会員・支援企業（敬称略）』（6月30日現在）

- （株）東京在宅サービス
- アサヒ飲料販売（株）
- 稲美工芸印刷（有）
- 鈴木 弘美
- コカ・コーラボトラーズジャパン（株）
- （株）八洋
- （株）NEO

ご支援いただき感謝申し上げます。

訃報

当会元会長　橋本 勝行 氏はかねてより病気療養中のところ令和2年6月4日に逝去されました。（享年88歳）
故橋本 勝行 氏は昭和50年9月より平成21年5月まで東肢連会長として障害福祉に尽力をされてきました。
ここに生前のご厚誼に深く感謝し、心よりご冥福をお祈りいたします。
なお葬儀、告別式等は家族葬で執り行われました。

編集後記

年度が替わり、新しい広報部メンバーで会報81号を発行いたします。
新型コロナウイルスの感染拡大と共に始まったかのような令和2年度ですが、この間の東肢連の動きなども合わせて皆様にお届けできれば幸甚です。よろしくお願いいたします。

広報部一同